

神戸大学学報

No. 241

1976.10 庶務部庶務課発行



《第二次カラコルム遠征隊シエルピ・カリン峰征服》 頂上に立つ井上隊員、C₃ (6,800m) を午前4時に出発し、9時15分頂上に着いた。パキスタンと日本の国旗を掲げている。(関連記事本誌25頁掲載)

目	次
法 令..... 2	学 事..... 20
◦ 政令 ◦ 省令 ◦ 規則 ◦ 告示	◦ 学位授与 ◦ 学位取得
学内規則..... 2	◦ 昭和52年度科学研究費補助金の公募について
◦ 神戸大学放射性同位元素共同実験室設置規則	◦ 第7回神戸大学公開講座の開講について
◦ 神戸大学放射性同位元素共同実験室運営委員会規程	研 修 等..... 24
◦ 神戸大学水質管理センター運営委員会規程	◦ 第35回看護婦学校看護教員講習会
◦ 神戸大学教育学部規則の一部を改正する規則	◦ 昭和51年度大学図書館職員長期研修
◦ 神戸大学大学院法学研究科規則の一部を改正する規則	◦ 第2回近畿地区課長補佐研修
◦ 神戸大学経済学部規則の一部を改正する規則	諸 報..... 24
◦ 神戸大学経済学部第二課程規則の一部を改正する規則	◦ 神戸大学永年勤続者表彰
◦ 神戸大学大学院経済学研究科規則の一部を改正する規則	◦ 昭和51年度レクリエーション共同行事神戸地区「囲碁大会」実施結果
◦ 神戸大学工学部規則の一部を改正する規則	◦ 昭和51年度レクリエーション学内体育大会実施結果
◦ 神戸大学人事事務監査実施要項	◦ 英国国立図書館貸出部長代理の来訪について
人 事..... 16	◦ シエルピ・カンリ登頂を終って
◦ 異動 ◦ 新役職員紹介 ◦ 海外渡航	◦ 住居表示の変更
	◦ 他大学電話番号変更

法 令

◇政 令

政令第 257 号 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (51.9.30官報)

政令第 258 号 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令 (51.9.30官報)

(要旨：廃疾年金及び遺族年金等の受給資格が緩和されたことなど。)

◇省 令

郵政省令第18号 外国郵便規則の一部を改正する省令 (51.9.2官報)

◇規 則

人事院規則16—3 災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則 (51.9.10官報)

人事院規則17—0 管理職員等の範囲の一部を改正する規則 (51.9.17官報)

◇告 示

文部省告示第 153 号 文部省共済組合運営規則の一部を改正する件 (51.9.17官報)

学 内 規 則

◇神戸大学放射性同位元素共同実験室設置規則

神戸大学放射性同位元素共同実験室設置規則を次のように定める。

昭和51年 9 月16日

神戸大学長 須 田 勇

神戸大学放射性同位元素共同実験室設置規則

(設置)

第1条 神戸大学に、神戸大学放射性同位元素共

同実験室（以下「共同実験室」という。）を置く。

(目的)

第2条 共同実験室は、学内の共同利用施設として、放射性同位元素に関する基礎的及び応用的研究並びに教育及び訓練を行うことを目的とする。

(職員)

第3条 共同実験室に次の職員を置く。

(1) 室長

(2) 副室長

(3) 放射線取扱主任者

(4) 放射線障害防止管理担当者

2 前項に掲げる者のほか必要な職員若干名を置くことができる。

(運営委員会)

第4条 共同実験室の円滑な運営を図るため、神戸大学放射性同位元素共同実験室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関する事項は、別に定める。

(室長)

第5条 室長は、理学部長、工学部長及び農学部長のうちから学長が任命する。

2 室長は、室務を掌理する。

(副室長等)

第6条 副室長は、運営委員会の委員のうちから室長が委嘱する。

2 副室長は、室長の職務を補佐する。

3 放射線障害防止管理担当者は、放射線取扱主任者の職務を補佐する。

(事務)

第7条 共同実験室の事務は、当分の間、事務局において行う。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、共同実験室に関する必要な事項は、神戸大学放射性同位元素等管理委員会が定める。

附 則

この規則は、昭和51年10月1日から施行する。

〔制定理由〕

神戸大学における放射性同位元素に関する基礎的及び応用的研究並びに教育及び訓練を行う学内共同利用施設としての神戸大学放射性同位元素共同実験室の組織等を定めるため制定するものである。

◇神戸大学放射性同位元素共同実験室運営委員会規程

神戸大学放射性同位元素共同実験室運営委員会規程を次のように定める。

昭和51年 9 月16日

神戸大学長 須 田 勇

神戸大学放射性同位元素共同実験室運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学放射性同位元素共同実験室設置規則第4条第2項の規定に基づき、神戸大学放射性同位元素共同実験室運営委員会（以下「委員会」という。）に関する事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、神戸大学放射性同位元素共同実験室長（以下「室長」という。）の諮問に応じ、神戸大学放射性同位元素共同実験室（以下「共同実験室」という。）に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 放射線取扱主任者、その代理者及び放射線障害防止管理担当者の選考に関すること。

(2) 施設の整備保全に関すること。

(3) 予算に関すること。

(4) 放射性同位元素の使用に関すること。

(5) 利用部局間の連絡調整に関すること。

(6) その他管理運営に関する必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 共同実験室の放射線取扱主任者及び放射線障害防止管理担当者

(2) 理学部から選出された教官3名

(3) 工学部及び農学部から選出された教官各2名

(4) 教育学部及び教養部から選出された教官各1名

(5) その他室長が必要と認めた者

2 前項第2号から第5号までに掲げる委員の任期は2年とし、再任することができる。

3 委員長が必要と認めたときは、代理の者を委員として指名することができる。

(委員長)

第4条 委員長は、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 室長は、委員会へ出席し、意見を述べることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、当分の間庶務部庶務課において行う。

附 則

この規程は、昭和51年10月1日から施行する。

〔制定理由〕

神戸大学放射性同位元素共同実験室の運営を円滑に行うため制定するものである。

◇神戸大学水質管理センター運営委員会規程

神戸大学水質管理センター運営委員会規程を次のように定める。

昭和51年9月16日

神戸大学長 須田 勇

神戸大学水質管理センター運営委員会規程
(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学水質管理センター設置規則(昭和51年7月15日制定)第4条第2項の規定に基づき、神戸大学水質管理センター運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、神戸大学水質管理センターに係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、人事、組織その他管理運営に関する重要事項
- (2) 水質検査及び薬品類廃棄物の処理に関する事項
- (3) 排水及び薬品類廃棄物の処理方法についての指導助言に関する事項
- (4) その他重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学部、教養部、経済経営研究所、附属病院及び保健管理センターから選出された教官各1名
- (3) 事務局、学生部及び附属図書館から選出された者各1名
- (4) その他センター長が必要と認めた者

(任命等)

第4条 委員は、学長が任命する。

2 前条第2号に掲げる委員の任期は2年とし、再任することができる。

3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

(専門委員会)

第6条 委員会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員若干名をもって組織する。

3 専門委員は、委員会の議に基づき、委員長が委嘱する。

4 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査審議が完了したときに終了するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、当分の間庶務部庶務課において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、昭和51年9月16日から施行する。

〔制定理由〕

神戸大学水質管理センターの運営を円滑に行うため制定するものである。

◇神戸大学教育学部規則の一部を改正する規則

神戸大学教育学部規則(昭和34年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

この規則中「および」を「及び」に、「したがって」を「従い」に、「行なう」を「行う」に、「または」を「又は」に改める。

第1条中「神戸大学教育学部」の下に「(以下「本学部」という。)」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 学則、共通細則、教養部規則及びこの規則に特別の定めある場合を除いて、本学部に関する事項は、本学部教授会(以下「教授会」という。)が定める。

第10条の見出しを「(単位の修得)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 他学部において修得した授業科目の単位で教授会が認めたものは、別表第2に定める単位に算入することができる。

3 本学部と協定している他大学(外国の大学を含む。以下同じ。)において修得した授業科目の単位は、教授会で認定の上、30単位を超えない範囲で別表第2に定める単位に算入することができる。

第11条第2項中「本学部長」を「学部長」に改め、同条に次の1項を加える。

3 本学部と協定している他大学の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該大学の長又は学部長等の許可を得なければならない。

第13条第3項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改める。

別表第1 授業科目

1. 教職に関する専門科目

教育学概論	比較教育学	教育行政学文献講読	同和教育概論
日本教育史Ⅰ	社会教育概論Ⅰ	教育方法学	同和教育特講
日本教育史Ⅱ	社会教育概論Ⅱ	教育方法学特講	同和教育方法論
日本教育史演習	社会教育方法論	教育方法学演習	生活指導論
西洋教育史	社会教育特講	教育方法学文献講読	教育統計学
西洋教育史演習	社会教育文献講読	教育課程論	教育心理学
西洋教育史文献講読	社会教育演習	学習指導法	教育心理学特講Ⅰ
教育哲学	教育行政学	学校図書館通論	教育心理学特講Ⅱ
教育哲学演習	教育法規	視聴覚教育	教育心理学実験Ⅰ
教育学研究法	学校経営学演習	視聴覚教育演習	教育心理学実験Ⅱ
教育社会学	教育政策	図書の整理	教育心理学実験Ⅲ
教育社会学特講	教育財政学	児童生徒の読書活動	教育心理学文献講読Ⅰ
教育社会学演習	教育行政学演習	道徳教育論	教育心理学文献講読Ⅱ

ない」に改める。

第14条第1項中「論文」を「卒業論文」に改め、同条第2項以下を次のように改める。

2 卒業論文は、各々の主専攻する科から題目を選ばなければならない。ただし、教科教育学科初等教育系に属する者は、教科教育学科中等教育系、特殊教育系、幼児教育系又は教育科学科に属する科のうちから題目を選ぶことができる。

3 前項において、音楽を選んだ者は演奏又は作曲を、美術を選んだ者は制作をもって卒業論文に替えることができる。

第4章の章名中「転科」を「転科及び留学」に改める。

第22条第1項中「事情がある限り、」を「事情がある場合に限り、」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(留学)

第22の2 第11条第3項の規定に基づき外国の大学に留学しようとする者は、学部長を経て学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けて留学した期間は修業年限に算入する。

別表第1及び第2を次のように改める。

教育心理学演習Ⅰ	臨床心理学特講Ⅳ	音楽科教材研究	社会科教育基礎論
教育心理学演習Ⅱ	臨床心理学特講Ⅴ	図工科教材研究Ⅰ	中等社会科教育概論
教育心理学演習Ⅲ	心理学史	図工科教材研究Ⅱ	中等社会科教育演習
教育心理学演習Ⅳ	教育心理学特殊研究	体育科教材研究Ⅰ	数学教育概論
教育心理学演習Ⅴ	教育衛生学	体育科教材研究Ⅱ	理科教育法
児童心理学	教育衛生学特講	家庭科教材研究	技術科教育法
青年心理学	教育衛生学方法論	保育健康	職業科教育法
発達心理学特講Ⅰ	公衆衛生学	保育社会	商業科教育法
発達心理学特講Ⅱ	大脳生理学	保育自然	工業科教育法
発達心理学特講Ⅲ	大脳生理学演習	保育言語	農業科教育法
発達心理学特講Ⅳ	教育衛生学実験	保育音楽リズム	農村教育論
人格心理学特講Ⅰ	学校保健管理学	保育絵画製作	音楽科教育法
人格心理学特講Ⅱ	救急処置(看護法を含む)	幼児教育学	美術科教育法
学習心理学特講Ⅰ	学校保健管理実習	幼児教育学演習	工芸科教育法
学習心理学特講Ⅱ	生理・解剖学	幼児心理学	体育科教育法
学習心理学特講Ⅲ	疾病概説	幼児心理学演習	体育科教育法演習
教育評価特講Ⅰ	医療社会学	幼児教育研究法	保健科教育法
教育評価特講Ⅱ	国語科教材研究	幼児教育特講	家庭科教育法
教育評価特講Ⅲ	初等社会科教育概論	国語科教育法	小学校教育実習
教育評価特講Ⅳ	初等社会科教育演習	国語科教育法(各論)	中学校教育実習
臨床心理学特講Ⅰ	算数教育概論	書道科教育法	高等学校教育実習
臨床心理学特講Ⅱ	理科教材研究Ⅰ	英語科教育法	幼稚園教育実習
臨床心理学特講Ⅲ	理科教材研究Ⅱ	英語科教育法特講	卒業研究

2. 教科に関する専門科目

児童文学	現代詩	アメリカ文学史	英語学演習
基礎数学	国文学演習	イギリス文学演習Ⅰ	英語学講義
基礎電気学	国文学特講	イギリス文学演習Ⅱ	英語学講義
小学校音楽	国語音声学	イギリス文学演習	英語学特講
小学校器楽	文章表現	アメリカ文学演習	英会話
絵画(初等)	国語学特講	イギリス文学講義	英作文
意匠工芸(初等)	国語学講義	アメリカ文学講義	日本史
彫塑(初等)	国語学演習	イギリス文学講義	外国史
小学校体育	国文法	アメリカ文学講義	日本古代中世史
初等体育学概論	漢文学講義	イギリス文学特講	日本近世史
国文学講義	書道実技	アメリカ文学特講	日本近代史
国文学史	書道史	英語史	日本文化史
近代詩	イギリス文学史	英語音声学	考古学

第一日本史演習	函数論演習	海洋学	設計製図
第二日本史演習	位相解析学Ⅰ	岩石鉱物学Ⅰ	機械設計製図
東洋古代中世史	位相解析学Ⅱ	岩石鉱物学Ⅱ	電気設計製図
東洋近世史	代数学Ⅰ	地質学Ⅰ	木材材料学
西洋古代中世史	代数学Ⅰ演習	地質学Ⅱ	木材加工法
西洋史特講	線型代数学	地学実験Ⅰ	木材加工演習
西洋史演習	線型代数学演習	地学実験Ⅱ	木材加工法実習
人文地理学	数学基礎論	地球物理学	木材材料学実験
日本地誌学	数学要論	地球化学	金属工学実験
外国地誌学	数学要論演習	地学特論	金属材料学Ⅰ
経済地理学	幾何学Ⅰ	地学外書講読	金属材料学Ⅱ
地理調査A(自然)	幾何学Ⅰ演習	野外地質学	金属加工法
地理調査B(人文)	数理統計学	物理化学	工業材料学
人文地理学特講	数理統計学演習	無機化学	機械工作法
外国地誌学特講	測量学	有機化学	機械工学実験Ⅰ
地理学演習	数学講義Ⅰ	分析化学	機械工学実験Ⅱ
法学	数学講義Ⅱ	化学実験	材料力学
政治学	数学講義Ⅲ	無機化学特論	機構学
法律学特講	数学講義Ⅳ	工業化学	流体工学
法律学演習	力学Ⅰ	電気化学	熱工学
政治学特講	力学Ⅱ	機器分析	原動機
政治学演習	光学Ⅰ	化学外書講読	電気工学実験Ⅰ
社会学	光学Ⅱ	錯塩化学	電気工学実験Ⅱ
社会学特講	電磁気学Ⅰ	化学特論	電気工学原論Ⅰ
経済学	電磁気学Ⅱ	分析化学実験	電気工学原論Ⅱ
経済史	物性学Ⅰ	有機化学実験	電気機器Ⅰ
経済学演習	物性学Ⅱ	物理化学実験	電気機器Ⅱ
哲学	物理学実験Ⅰ	動物分類形態学	電気応用Ⅰ
倫理学	物理学実験Ⅱ	動物生理学	電気応用Ⅱ
哲学史	応用物理学	遺伝学	電気工学特論
倫理思想史	原子物理学	植物生理生態学	栽培(初等)
倫理学特講	物性学特論	植物形態学	学校園経営論
倫理学演習	応用物理学実験	植物系統学	栽培学
解析学概論Ⅰ	物理学演習	生物学実験Ⅰ	栽培学実験実習
解析学概論Ⅱ	物理学外書講読	生物学実験Ⅱ	園芸学
解析学概論演習Ⅰ	理科教育原著講読	生物学原書講読	観賞植物学
解析学概論演習Ⅱ	天文学	生物学特論	栽培植物学
函数論	気象学	山岳植物学	育種学

細胞遺伝学	音楽史	体育管理学	被服構成(和裁A)
植物環境論	素描	体育測定法	被服構成(和裁B)
昆虫学	彩画	身体運動学	被服構成(和裁C)
栽培学演習	版画	運動生理学	被服構成(洋裁)
産業概説	彫塑(具象)	運動生理学実験	被服科学実験Ⅰ
職業指導	彫塑(抽象)	スポーツ医学	被服科学実験Ⅱ
ソルフェージュ	基礎構成	体操	工芸染織
歌唱法	平面構成	陸上競技	被服構成(手芸)
合唱	平面意匠	球技	色彩学
伴奏法	立体構成	格技	被服史
ピアノ演奏法	立体意匠	ダンス	住居学
合奏	製図法	スキ一	家庭経営学
絃楽器演奏法	図法演習	水泳	家庭経営学演習Ⅰ
管楽器演奏法	工芸Ⅰ	保健教育学	家庭経営学演習Ⅱ
電子楽器演奏法Ⅰ	工芸Ⅱ	栄養学	家庭関係学
電子楽器演奏法Ⅱ	工芸Ⅲ	食品学	育児学
邦楽器演奏法	工芸Ⅳ	調理学	家庭看護学
指揮法	美術史Ⅰ	食物史	家庭機械学
音楽理論及び音楽史	美術史Ⅱ	栄養学実験	家庭電気学
和声学	造型論	食品学実験	家庭工作学
作曲法A	体育史	食物調理	健康学
作曲法B	体育心理学	被服構成学	自然学
作曲法C	体育社会学	被服材料学	音楽リズム
楽式論	体育学演習Ⅰ	被服学	卒業研究
日本伝統音楽概説	体育学演習Ⅱ	被服整理染色学	
編曲法	体育学演習Ⅲ	被服衛生学	

3. 特殊教育に関する専門科目

特殊教育学概論	特殊教育学特講	特殊教育心理学Ⅳ	小児科学概論
特殊教育方法論	特殊教育学演習	特殊教育心理学演習	外科学概論
特殊教育課程	特殊教育心理学概論	異常児病理学	異常児病理保健学演習
特殊教育学Ⅰ	特殊教育検査法	異常児保健学(リハビリテーション)	特殊教育実習
特殊教育学Ⅱ	特殊教育心理学Ⅰ		卒業研究
特殊教育学Ⅲ	特殊教育心理学Ⅱ	異常児養護法	
特殊教育学Ⅳ	特殊教育心理学Ⅲ	児童精神医学	

別表第2 科別修得単位数

1. 教科教育学科

系	科	必修 教科に関する専門科目	必修 教職に関する専門科目	必修 特修に関する専門科目	選択	卒業 研究	計
初等教育系	初等教育科	16	35		20	5	76
中等教育系	国語科	34	22		15	5	76
	英語科	36	22		13	5	76
	社会科	46	22		3	5	76
	数学科	46	22		3	5	76
	理科	40	22		9	5	76
	技術科(技術・職業)	40	22		9	5	76
	音楽科	32	22		17	5	76
	美術科	38	22		11	5	76
	体育科	40	22		9	5	76
	保健科	32	22		17	5	76
特殊教育系	特殊教育科(初等教育系を基礎資格)	16	35	20	12	5	88
	特殊教育科(中等教育系を基礎資格)	32 46	22	20	9 0	5	88 93
	特殊教育科(幼児教育系を基礎資格)	16	36	20	11	5	88
幼児教育系	幼児教育科	16	36		19	5	76

2. 教育科学科

科	必修 教職に関する専門科目 専攻科目	必修 共通科目	選択	卒業 研究	計
教育学科	26	25	20	5	76
教育心理学科	32	21	18	5	76
教育衛生学科	34	23	14	5	76

(注) 科別の必修・選択科目は、教授会の定めた履修要綱によって示す。

附則

1 この規則は、昭和51年9月16日から施行する。ただし、改正後の神戸大学教育学部規則第10条第3項、第11条第3項及び第22条の2の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

2 この規則施行の際、現に専門教育課程に存学

する学生について改正後の神戸大学教育学部規則第10条第1項の規定に係る修得単位の取扱い、なお従前の例による。

[改正理由]

他大学において修得した単位及び卒業論文の取扱いを明確にするとともに、授業科目を整備・充実すること等のため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院法学研究科規程の一部を改正する規程

神戸大学大学院法学研究科規程(昭和28年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

この規程中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に、「行なう」を「行う」に、「そのつど」を「その都度」に、「ならびに」を「並びに」に、「もしくは」を「若しくは」に、「さらに」を「更に」に、「こえる」を「超える」に改める。

別表を次のように改める。

別表 授業科目及び単位数

		私法専攻		公法専攻	
		授業科目	単位数	授業科目	単位数
演習	(1)	民法第一演習	16	憲法演習	16
		民法第二	16	行政法	16
		民法第三	16	経済行政法	16
		商法第一	16	刑法	16
		商法第二	16	刑事訴訟法	16
		海法	16	国際法	16
		民事訴訟法	16	法理学	16
		経済法	16	法社会学	16
		労働法	16	比較法	16
		国際私法	16	英米法	16
前期		私法史	16	公法史	16
				政治学	16
				政治史	16
期				国際関係論	16

(2) 外国文獻研究	英米法文獻研究	2	英米法文獻研究	2
	ドイツ法	2	ドイツ法	2
	フランス法	2	フランス法	2
	社会主義法	2	社会主義法	2
(3) 民法第一特殊講義	民法第一特殊講義	2	憲法特殊講義	2
	民法第二	2	行政法	2
	民法第三	2	経済行政法	2
	商法第一	2	刑法	2
特殊講義	商法第二	2	刑事訴訟法	2
	海法	2	国際法	2
	民事訴訟法	2	国際機構法	2
	経済法	2	法理学	2
講義	労働法	2	法社会学	2
	国際私法	2	比較公法	2
	英米私法	2	英米公法	2
	私法史	2	公法史	2
義	比較私法	2	政治学	2
			日本政治史	2
			西洋政治史	2
			政治思想史	2
			政治過程論	2
			国際関係論	2
			外交史	2

	私法専攻		公法専攻	
	授業科目	単位数	授業科目	単位数
(1) 演習	民法第一演習	16	憲法演習	16
	民法第二	16	行政法	16
	民法第三	16	経済行政法	16
	商法第一	16	刑法	16
	商法第二	16	刑事訴訟法	16
	海法	16	国際法	16
	民事訴訟法	16	法理学	16
	経済法	16	法社会学	16
	労働法	16	比較法	16
	国際私法	16	英米法	16
後期	私法史	16	公法史	16
			政治学	16
			政治史	16
			国際関係論	16
期	民法第一特殊講義	2	憲法特殊講義	2
	民法第二	2	行政法	2
	民法第三	2	経済行政法	2

(2) 商法第一特殊講義	商法第一特殊講義	2	刑法特殊講義	2
	商法第二	2	刑事訴訟法	2
	海法	2	国際法	2
	民事訴訟法	2	国際機構法	2
特殊講義	経済法	2	法理学	2
	労働法	2	法社会学	2
	国際私法	2	比較公法	2
	英米私法	2	英米公法	2
義	私法史	2	公法史	2
	比較私法	2	政治学	2
			日本政治史	2
			西洋政治史	2
			政治思想史	2
			政治過程論	2
			国際関係論	2
			外交史	2

附則

- この規程は、昭和51年9月16日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。
- 昭和51年3月31日において、既に履修した授業科目及びその単位の取扱いについては、なお従前の例による。

〔改正理由〕

授業科目を整備・充実させること等のため、所要の改正を行うものである。

◇神戸大学経済学部規則の一部を改正する規則

神戸大学経済学部規則(昭和46年2月3日制定)の一部を次のように改正する。

この規則中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「あたり」を「当たり」に、「さらに」を「更に」に、「行なう」を「行う」に、「ならびに」を「並びに」に、「みたす」を「満たす」に改める。

「第5章 卒業(第14条)」 「第5章 目次中 第6章 聴講生(第15条)を 第6章 第7章 補則(第16条)」 第7章 卒業(第14条) 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得(第15条)

聴講生(第16条)

補則(第17条)

に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学学則(昭和33年5月15日制定)及び神戸大学共通細則(昭和33年5月1日制定)に定めるもののほか、神戸大学経済学部(以下「本学部」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

第2条中「第2課程」を「本学部第2課程」に改める。

第6章以下を次のように改める。

第6章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第15条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学部において所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表第3に掲げるとおりとする。

第7章 聴講生

(聴講生)

第16条 聴講生については、別に定める。

第8章 補則

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、教授会が定める。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第一 授業科目及び単位数

種別	科目名等	単位
一般講義	経済原論(1)	4
	経済原論(2)	4
	経済学史	4
	経済学	4
	経済政策原理	4
	財政学総論	4
	統計学原理	4
	経済哲学	4
	経済社会学	4
	数理経済学	4
	経済統計学	4
	経済思想史	4
	日本経済史	4
	金融経済論	4
	貨幣論	4
	物価論	4
	国際経済論	4
	国際金融論	4
	計画経済論	4
	貿易政策	4
	工業政策	4
	農業政策	4
	社会政策	4
	財政学各論	4
	経済地理学	4
	経済地誌	4
	中国経済論	4
	東南アジア経済論	4
	アメリカ経済論	4
	ソ連経済論	4
	比較経済体制論	4
	比較国民所得論	4
特殊講義	その都度決定する。	その都度決定する。
外国書講読	英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語の経済書について行う。	4
演習	外国書によって経済及び経済学の基礎的研究について行い、細目は毎年決定する。	4
研究指導	経済及び経済学の専門的研究について行い、細目は毎年決定する。	8
特設科目	その都度決定する。	その都度決定する。

別表第二 卒業要件

種別	授業科目等	単位等
1 必修	① 演習	4
	② 研究指導	8
	③ 学士論文	合格
	④ 経済原論(1)	4
2 選択必修	① 経済原論(2)	4
	② 経済原論(1)、(2)を除く本学部の講義科目から	32
	③ 経営学部講義科目から	8
	④ 法学部講義科目から	8

3 自由選択	本学部の講義科目及び 外国語講義並びに他学 部講義科目から	20以上
合 計	学士論文試験合格のほか88単位以上	
備 考		
1	演習は入学後第3・4学期に履修する。	
2	経済原論(1)は入学後第3学期に履修する。	
3	経済原論(2)は、担当教官が異なる場合には、必修のほかに2科目(8単位)まで自由選択科目として履修することができる。	
4	外国語講義は、テキストが異なる場合には、2科目(8単位)まで自由選択科目として履修することができる。	
5	特設科目の単位は卒業要件の単位に算入しない。	

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第三 取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

学 科	教育職員免許状の種類	免許教科
経済学科	中学校教諭 一級普通免許状	社 会
	高等学校教諭 二級普通免許状	社会・商業

附 則

1 この規則は、昭和51年10月16日から施行する。

2 この規則施行の際、現に専門教育課程に在学する学生に係る卒業の要件については、なお従前の例による。

〔改正理由〕

卒業要件の一部を改めること及び取得できる教育職員免許状授与の所要資格を明確にすること等のため、所要の改正を行うものである。

◇神戸大学経済学部第二課程規則の一部を改正する規則

神戸大学経済学部第二課程規則(昭和46年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

この規則中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に、「あたり」を「当たり」に、「行なう」を「行う」に、「さらに」を「更に」に、「みたす」を「満たす」に、「そのつど」を

「その都度」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

「第5章 卒業(第14条) 第5章
目次中 第6章 聴講生(第15条)を 第6章
第7章 補則(第16条)」 第7章
第8章

卒業(第14条)

教員の免許状授与の所要資格の取得(第15条)

聴講生(第16条)

補則(第17条)

に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学経済学部規則(昭和46年2月3日制定)第2条の規定に基づき、神戸大学経済学部第二課程(以下「本学部第二課程」という。)に関する必要な事項について定めるものとする。

第2条中「第二課程」を「本学部第二課程」に改める。

第6章以下を次のように改める。

第6章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第15条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学部第二課程において、所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表第3に掲げるとおりとする。

第7章 聴講生

(聴講生)

第16条 聴講生については、別に定める。

第8章 補則

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、教授会が定める。

別表第2(注)を備考とし、第1号中「1科目(4単位)」を「1科目(4単位)まで」に改め、同表備考第2号中「特設科目」を「特設科目の単位」に、「計算」を「算入」に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第三 取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

学 科	教育職員免許状の種類	免許教科
経済学科	中学校教諭 一級普通免許状	社 会
	高等学校教諭 二級普通免許状	社会・商業

附 則

この規則は、昭和51年10月16日から施行する。

〔改正理由〕

取得できる教育職員免許状授与の所要資格を明確にすること等のため、所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院経済学研究科規則の一部を改正する規則

神戸大学大学院経済学研究科規則(昭和49年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

「第10章 特別聴講学生(第19条)

目次中 第11章 研究生(第20条) を
第12章 補則(第21条) 」

「第10章 特別聴講学生(第19条)

第11章 教員の免許状授与の所要資格の取得
(第20条)

第12章 研究生(第21条)

第13章 補則(第22条) 」

に改める。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸大学学則(昭和33年5月15日制定)及び神戸大学学位規程(昭和35年10月27日制定)に定めるもののほか、神戸大学大学院経済学研究科(以下「本研究科」とい

う。)に関する必要な事項について定めるものとする。

第8条第2項中「そのつど」を「その都度」に改め、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 経済学部及び他の学部の専門教育課程(以下「専門教育課程」という。)並びに他の研究科の講義については、当該専門教育課程若しくは当該研究科の定めるところによる。

(2) 本研究科と協定を結んでいる他大学(外国の大学を含む。以下「協定大学」という。)大学院の授業科目については第6条に準じて計算する。

第11章以下を次のように改める。

第11章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第20条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本研究科において所要資格を取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、別表第3に掲げるとおりとする。

第12章 研究生

(研究生)

第21条 研究生については、別に定める。

第13章 補則

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、研究科委員会が定める。

別表第2(注)を備考第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

2 自由選択科目中に、専門教育課程の講義の単位を含めている場合は、「合計30単位以上」とあるのは、次のとおりとする。

専門教育課程において 修得した単位数	修了に必要な 合計単位数
2～4 の 場 合	32 単 位 以 上
6～8 の 場 合	34 単 位 以 上
10～12 の 場 合	36 単 位 以 上

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第三 取得できる教育職員免許状の種類
及び免許教科

専 攻	教育職員免許状の種類	免許教科
経済学・ 経済政策 国際経済	高等学校教諭 一級普通免許状	社 会

附 則

- この規則は、昭和51年10月16日から施行する。
- この規則施行の際、現に履修し、又は既に履修した授業科目及びその単位の取扱いについては、研究科委員会が定める。

〔改正理由〕

修了要件のうち自由選択科目の修得単位数を明確にすること及び取得できる教員職員免許状授与の所要資格を明確にすること等のため、所要の改正を行うものである。

◇神戸大学工学部規則の一部を改正する規則

神戸大学工学部規則（昭和25年10月15日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1建築学科及び環境計画学科の表中

「応用物理学Ⅰ2〇〃」を	「応用物理学Ⅰ (力学A) 応用物理学Ⅱ (力学B)」
--------------	--------------------------------------

2〇〃 2〇〃	に、「溶接工学2〇〃」を
------------	--------------

溶 接 工 学2〇〃 計算機プログラミング2〇〃	に改め、同表
-----------------------------	--------

電気工学科及び電子工学科の表中「応用物理学Ⅰ
応用物理学Ⅱ

2〇〃 2〇〃	を	「応用物理学Ⅲ (光学) 応用物理学Ⅳ (原子物理学A)」	2〇〃 2〇〃
------------	---	--	------------

に改め、同表機械工学科の表中「応用物理学Ⅰ
応用物理学Ⅱ

2〇〃 2〇〃	を	「応用物理学Ⅰ (力学A) 応用物理学Ⅱ (力学B) 応用物理学Ⅳ (原子物理学A)」	2〇〃 2〇〃 2〇〃 2〇〃
------------	---	--	--------------------------

に、「統計的品質管理2〇〃」を「統計的
計算機

品質管理2〇〃 プログラミング2〇〃	に改め、同表土木
-----------------------	----------

工学科の表中「応用物理学Ⅰ2△〃」を

「応用物理学Ⅰ (力学A) 応用物理学Ⅱ (力学B)」	2△〃 2△〃	に、「機械工学
--------------------------------------	------------	---------

概論2〇〃」を「機械工学概論
計算機プログラミング」

2〇〃 2〇〃	に改め、同表工業化学科の表中
------------	----------------

「応用物理学Ⅰ2〇〃」を「応用物理
応用物理学Ⅱ2〇〃」

学Ⅴ2〇〃」に改め、「工業用爆薬2〇〃

」を削り、「無機工業化学Ⅲ2〇〃」

を「無機工業化学Ⅲ2〇〃」に改め、「無

機工業化学Ⅳ2〇〃」を削り、「電気化学Ⅰ

2〇〃化学工学科と共通」を「電気化学2〇〃

化学工学科と共通」に、「電気化学Ⅱ2〇〃

〃」を「電気化学特論2〇〃」に、

「高分子コロイド化学2〇〃」を「高分子
放 射

コロイド化学2〇〃」に、「無機化学Ⅰ
線 化 学2〇〃」

2〇〃化学工学科と共通」を「化学結合論2〇〃

化学工学科と共通」に改め、「無機化学Ⅱ2〇〃

〃」を削り、「高圧工学2〇〃」を

「極限条件工学2〇〃」に、「外国語(独
語)1〇〃」を「外書講読1〇〃」

に改め、「学外実習 〇〃」を削り、同表
計測工学科の表中「応用物理学Ⅰ2〇〃」を

「応用物理学Ⅵ
(量子力学)2〇〃」に、「化学計測

2〇〃」を「化 学 計 測2〇〃
計算機プログラミング2〇〃

〃」に、「電子工学概論Ⅰ2〇〃」を

「電子工学概論2〇〃」に改め、同表化学

工学科の表中「積 分 論2〇〃」を

「積 分 論2〇〃 応用物理学Ⅱ (力学B)2〇〃 応用物理学Ⅴ (原子物理学B)2〇〃	〃 〃 〃 〃	に、「真空工学
--	------------------	---------

概論2〇〃」を「真空工学概論2
計算機プログラミング2

〇〃」に、「化学装置設計2〇〃^(a)」を

「単位操作Ⅲ2〇〃^(a)」に、「高圧工学2〇〃

^(a)工業化学科と共通」を「極限条件工学2〇〃

^(a)工業化学科と共通」に、「無機化学Ⅰ2〇〃

^(a)」を「化学結合論2〇〃^(a)」に改め、

「無機化学Ⅱ2〇〃^(a)」を削り、「電気化

学Ⅰ2〇〃^(a)」を「電気化学2〇〃^(a)」

に、「電気化学Ⅱ2〇〃^(a)」を「電気化学

特論2〇〃^(a)」に改め、同表生産機械工学科

の表中「応用物理学Ⅰ2〇〃」を

「応用物理学Ⅰ (力学A)2〇〃 応用物理学Ⅱ (力学B)2〇〃 応用物理学Ⅳ (原子物理学A)2〇〃	〃 〃 〃 〃	に、「統計的品
--	------------------	---------

質管理2〇〃」を「統計的品質管理
計算機プログラミング

2〇〃 2〇〃	に、「特別講義Ⅰ2〇〃 特別講義Ⅱ2〇〃 特別講義Ⅲ2〇〃 特別講義Ⅳ2〇〃」	を
------------	--	---

「特別講義A2〇〃
特別講義B2〇〃
特別講義C2〇〃
特別講義D2〇〃」

に改め、同表システ

ム工学科の表中「応用物理学Ⅰ2〇〃」を

「応用物理学Ⅳ (原子物理学A)2〇〃 応用物理学Ⅶ (電子工学概論)2〇〃	〃 〃 〃 〃	に、「推計学及
---	------------------	---------

び実験計画法2〇〃」を「推計学及び実験
シ ス テ ム

計 画 法2〇〃」に、「システム理論2〇〃
工学総論2〇〃」

〃」を「線形システム理論2〇〃」に、

「数理計画学2〇〃」を「数理計画学2

〇〃」に改める。

別表第二中「工業化学科60|35|10|105」を

「工業化学科58|35|10|103」に、「システム

工学科19|61|10|90」を「システム工学科21

59|10|90」に改める。

附 則

- この規則は、昭和51年10月16日から施行する。
- この規則施行の際、現に専門教育課程に在学する学生については、なお従前の例による。

〔改正理由〕

授業科目及び履修要件を改めるため所要の改正
を行うものである。

◇神戸大学人事事務監査実施要項

神戸大学人事事務監査実施要項

(昭和51年7月8日 学長決裁)

(目的)

第1 この要項は、神戸大学における人事事務の

適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項において部局とは、事務局、学生部（保健管理センターを含む。）、各学部、教養部、経済経営研究所、附属図書館、医学部附属病院及び農学部附属農場をいう。

(実施責任者)

第3 人事事務監査（以下「監査」という。）の実施責任者は、事務局長とする。

(監査員)

第4 監査員は、庶務部人事課の職員をもって充てる。

(監査事項)

第5 監査は、次の各号に掲げる事項について行う。

- (1) 勤務時間の管理に関する事項
- (2) 休暇承認に関する事項
- (3) 通勤手当、扶養手当、住居手当その他諸手当に関する事項
- (4) 俸給の調整額に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(監査の時期)

第6 監査は、前年7月1日から1年間に処理された第5各号に定める事項について、毎年学則に定める夏季休業中に行う。

2 実施責任者が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず臨時に監査を行うことができる。

(監査の通知)

第7 実施責任者は、監査の実施についてあらかじめ当該部局に対し、期日及び監査員の官職氏名その他の必要な事項を通知するものとする。

2 前項の通知を受けた部局は、監査に協力しなければならない。

(事後措置の報告)

第8 監査の結果、指摘を受けた部局は、その指摘事項の事後措置を実施責任者に報告しなければ

ならない。

(監査結果の報告)

第9 実施責任者は、監査員から監査結果の報告を受けるとともに、その結果を各部局に通知するものとする。

附 則

この要項は、昭和51年7月8日から実施する。

人 事

◇異 動

所属部局 官 職	氏 名	発 令 月 日	異 動 内 容 (異動前の所属官職)
事務局 (建築課)			
文部技官	佐 藤 誠	9.11	採用
教育学部 (附属住吉 中学校)			
副 校 長	西 川 昭 史	10.1	命(教頭)
理学部			
助 教 授	宇 井 忠 英	10.1	配置換(山形大学理学部助教授)
	石 谷 寛	"	出向(三重大学教育学部講師)(助手)
	村 上 朋 子	9.11	辞職(技術補佐員)
医学部			
教 授	田 中 千 賀 子	10.1	昇任(京都大学医学部助教授)
講 師	山 鳥 重	"	"(助手)
"	猪 尾 力	"	配置換(医学部附属病院講師)
助 手	前 田 和 美	"	配置換(医学部附属病院助手)
"	田 港 朝 彦	"	採用
"	田 中 允	"	"
	荻 野 興 藏	9.30	辞職(助手)
技術補佐員	豊 永 純 子	10.1	採用
医学部 附属病院			
講 師	岡 本 良 三	10.1	昇任(医学部助手)
"	島 田 照 三	"	"(助手)

助 手	古 田 敏	9.30	辞職(講師)
"	稲 留 哲 也	10.1	配置換(医学部助手)
"	奥 村 武 久	"	採用
歯科口腔外科 外来医長	沢 田 隆	"	命(助手)
(中央検査部)			
臨床検査技師	和 田 恵美子	"	採用
"	奥 野 万里子	"	"
"	入 江 裕 子	"	"
技術補佐員	植 田 順 子	9.30	辞職(臨床検査技師)
	亀 山 文 子	10.1	採用
	和 田 恵美子	9.30	辞職(技術補佐員)
	奥 野 万里子	"	"(")
	入 江 裕 子	"	"(")
(中 央 放射線部)			
診療放射線 技 師	桜 井 富美子	10.1	採用
	"	9.30	辞職(技術補佐員)
(輸 血 部)			
臨床検査技師	小 西 ひとみ	10.1	配置換(薬剤部薬剤師)
"	和 田 英 子	"	"(")
技術補佐員	中 谷 たず子	"	"(薬剤部技能補佐員)
(薬 剤 部)			
技術補佐員	小 西 明	10.1	採用

◇海 外 渡 航

◎出 発

所 属	職 名	氏 名	渡 航 先	渡 航 目 的	渡航期間	備 考
文学部	助教授	小林 萬治	オーストラリア	現代英米詩との比較における現代オーストラリア詩の研究のため	51. 9. 9 52. 5. 22	出張
教育学部	教 授	松本 宏	イタリア、スペイン、オランダ、フランス	16世紀以後のヨーロッパ絵画(特にフランス、スペイン)油彩技法の研究及び現代ヨーロッパ画壇の動向視察のため	51. 9. 30 51. 11. 29	"
"	講 師	東山 明	ソヴィエト連邦	日・ソ芸術教育シンポジウム参加及び教育制度研究のため	51. 9. 30 51. 10. 21	研修
(附属住吉 中学校)	教 諭	黒沢 文雄	ソヴィエト連邦、フィンランド、オランダ、連合王国、フランス、スイス、スペイン、アメリカ合衆国	海外教育事情視察団の一員として欧州及びアメリカ合衆国における教育制度・教育事情の調査のため	51. 9. 18 51. 10. 17	"

(看護部)			
	松 井 千鶴子	9.16	育児休業(看護婦)
	片 岡 和 子	9.27	"(")
	井 川 由美子	9.30	辞職(")
	川 越 タツヨ	"	育児休業(准看護婦)
(事務部)			
(管理課)	大 吉 克 子	9.30	辞職(事務補佐員)
農学部			
学 部 長	河 本 正 彦	9.16	併任(教授)
事務補佐員	圓 尾 佳 子	10.1	採用
	野 口 純 子	9.30	辞職(事務補佐員)
附属図書館 (工学部分館)			
	石 浦 光 子	9.30	辞職(文部事務官)

▷……新 役 職 員 紹 介……◁

* 農 学 部 長

(昭和51年9月16日発令)

教 授 河 本 正 彦(再任)

——略歴等については学報 No. 193, 9頁 参照——

——以上人事課——

教育学部 (附属住吉 小学校)	教 諭	吉川 和男	カナダ、アメリカ合衆国、スペイン、ドイツ連邦共和国、連合王国、フランス、ドイツ民主共和国	海外教育事情視察団の一員として欧州及びアメリカ合衆国、カナダにおける教育制度・教育事情の調査のため	51. 9.13 51.10.12	研 修
" (附 属 幼稚園)	教 頭	川崎チヨ子	デンマーク、スウェーデン、連合王国、フランス、ドイツ連邦共和国、イタリア、アメリカ合衆国	海外教育事情視察団の一員として欧州及びアメリカ合衆国における教育制度・教育事情の調査のため	51. 9.10 51.10. 9	"
経営学部	助教授	田村 正紀	カナダ、アメリカ合衆国、メキシコ	北米と中米におけるマーケティングの理論と実践状況を研究のため	51. 9. 5 52. 1.31	"
理学部	講 師	河本 洋二	アメリカ合衆国	銀を含むガラスの研究のため	51. 9.28 52. 1. 9	"
"	助 手	嶽 鐘二	"	米国フェルミ国立加速器研究所における電子カスケードシャワーの研究のため	51. 9.28 51.10.25	"
医学部	"	細見 弘	アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国、スイス	「血圧振動現象の制御」に関する K・Sagawa 教授との共同研究のため	51. 9. 1 52. 8.31	出 張
"	講 師	片岡 治	フィリピン	フィリピン整形外科学会講演並びに整形外科学に関する研究交換のため	51. 9.23 51. 9.26	研 修
"	"	"	大韓民国	西太平洋整形外科学会に出席・発表のため	51. 9.27 51.10. 3	"
"	教 授	光野 孝雄	ドイツ連邦共和国、スイス、オーストリア	国際消化器外科学会第4回世界大会及び国際大腸肛門学会第6回世界大会出席並びに研究交換のため	51. 9. 5 51. 9.23	"
"	助教授	広畑 和志	フィリピン、台湾	フィリピン整形外科学会講演並びに整形外科学に関する研究交換のため	51. 9.21 51. 9.28	"
"	助 手	渡辺 秀雄	大韓民国	西太平洋整形外科学会に出席のため	51. 9.27 51.10. 3	"
"	教 授	柏木 大治	"	西太平洋整形外科学会に出席・発表のため	51. 9.27 51.10. 1	"
"	助 手	石川 齊	大韓民国	西太平洋整形外科学会に出席・発表のため	"	"
"	"	栗原 章	"	"	"	"
"	教 授	諫山 義正	ドイツ連邦共和国、リヒテンシュタイン、ノールウェー、オランダ	第2回国際視野シンポジウム出席及び眼科学に関する研究交換のため	51. 9.18 51.10. 5	"
"	助 手	溝上 國義	"	"	"	"
"	教 授	黒丸正四郎	ドイツ連邦共和国、ユーゴスラヴィア、スイス	第6回世界社会精神医学会出席及び精神医療施設視察のため	51. 9.28 51.10.15	"
"	講 師	鈴木 善之	"	"	"	"
"	教 授	松本 悟	ドイツ連邦共和国、イタリア、フランス、連合王国	第4回国際小児神経外科学会及び第5回ヨーロッパ小児神経外科学会出席並びに脳神経外科学に関する研究交換のため	51. 9.23 51.10. 7	"

医学部	助 手	千原 和夫	アメリカ合衆国	内分泌学の研究のため	51. 9.30 52. 9. 4	研 修
医学部 (附属病院)	助 手	平山 昭彦	ドイツ連邦共和国、イタリア、フランス、連合王国	第4回国際小児神経外科学会及び第5回ヨーロッパ小児神経外科学会出席並びに脳神経外科学に関する研究交換のため	51. 9.23 51.10. 7	"
工学部	助教授	岩壺 卓三	連合王国、ドイツ連邦共和国	回転機械の振動に関する国際会議及び国際標準化機構国際会議に出席並びに応用力学に関する研究交換のため	51. 9.12 51. 9.29	出 張
"	教 授	前川 純一	ドイツ連邦共和国、チェコスロヴァキア、ポーランド、ソヴィエト連邦	騒音制御国際会議及び音声と聴覚音響学会出席並びに環境音響学に関する研究交換のため	51. 9.22 51.10.20	研 修
教養部	"	大河内了義	ドイツ連邦共和国、スイス	「神学と哲学との限界領域に関するシンポジウム」への参加・発表、東西思想の哲学的人間学の比較研究及び資料収集のため	51. 9.21 51.10.21	"
"	"	中村 五郎	デンマーク、連合王国、フランス、ドイツ連邦共和国、スイス	欧州諸都市における都市総合計画の調査・研究のため	51. 9.22 51.10. 6	"

◎帰 国

所 属	職 名	氏 名	渡航期間	備 考	所 属	職 名	氏 名	渡航期間	備 考
文学部	教 授	毛利 久	51. 8. 24 51. 9. 22	出張	理学部	助教授	豊田 好男	50. 3. 31 51. 9. 30	出張
教育学部	"	辻 元 一郎	51. 6. 15 51. 9. 14	研修	"	"	"	50. 8. 14 50. 8. 30	研修
"	講 師	丸 谷 宣 子	51. 7. 14 51. 9. 14	"	医学部	教 授	柏木 大治	51. 8. 14 51. 9. 20	研修
"	"	"	"	"	医学部 (附属病院)	助 手	梁 復 興	51. 8. 14 51. 9. 6	"
"	教 授	小 島 幸	51. 7. 26 51. 9. 4	"	工学部	"	筏 英 之	51. 2. 14 51. 9. 23	出張
法学部	"	木 戸 蕨	51. 7. 15 51. 9. 14	"	"	助教授	森 脇 俊 道	50. 2. 25 51. 9. 22	研修
"	"	増 田 毅	51. 6. 28 51. 9. 6	"	"	"	久保田 博 信	50. 8. 18 51. 9. 10	"
"	"	神 崎 克 郎	51. 8. 28 51. 9. 18	"	"	教 授	平 井 一 正	51. 5. 24 51. 9. 17	"
"	"	早 川 武 夫	51. 8. 9 51. 9. 29	"	経済経営 研究所	助教授	定 道 宏	51. 3. 29 51. 9. 30	"

(注)「◎出発」の項に掲げた者のうち9月中に帰国した者は記載を省略した。

学 事

◇学位授与

さる9月20日(月)午前11時から学長室において学位記授与式が行われました。

授与された者の氏名及び論文題目等は次のとおりです。



氏 名	学位の種類	授与年月日	論 文 題 目
千 原 和 夫	医学博士 (課程)	昭和51年3月31日	Monoaminergic Regulation of Growth Hormone Secretion in Rats (ラット成長ホルモン分泌のモノアミン性調節)
和 田 博 子	(〃)	〃	聴覚誘発反応と視覚誘発反応よりみた正常新生児ならびに乳児の正常脳発達過程に関する研究
林 邦 雄	(論文)	昭和51年6月16日	「こども」の精神療法における言語表現の問題
山 本 順一郎	(〃)	〃	ヒト血漿のSK反応性B分画からの plasmin および plasminogen-activator の分離
西 田 芳 矢	(〃)	〃	子宮頸癌の手術と尿管機能に関する研究
荻 野 興 蔵	(〃)	昭和51年7月7日	上顎癌の治療法に関する研究 ——三者併用療法について——
永 井 公 尚	(〃)	〃	Myocardial Revascularization に関する実験的研究——内胸動脈心筋内植え込み術と逆行性内胸動脈心筋内植え込み術の効果について——
西 川 博	(〃)	〃	Myocardial Revascularization に関する実験的研究 ——心筋内植え込み血管の血流量を中心として——
澤 田 隆	(〃)	〃	ヒト咀嚼筋の解剖学的研究 ——咬筋・側頭筋の層構成および形態——
福 辻 範 彦	(〃)	昭和51年7月21日	口腔内悪性腫瘍の下顎骨浸潤に関する臨床的、病理組織学的研究

◇学位取得

。去る7月22日、本学工学部高森年助教授に対し、大阪大学から工学博士の学位が授与されました。

なお、論文題目は「アナログフルイディクス系における受動形伝送回路に関する研究」です。

。去る9月24日、本学工学部大久保政芳助手に対し、京都大学から工学博士の学位が授与されま

した。

なお、論文題目は「電解基を有する高分子エマルジョンに関するコロイド化学的研究」です。

◇昭和52年度科学研究費補助金の公募について

このたび文部省学術国際局長から、昭和52年度科学研究費補助金(科学研究費、研究成果刊行費)の公募通知がありました。

昭和52年度の公募に際し、昭和51年度に比して変更された主な事項及び応募に当たってとくに留意すべき事項並びに応募必要書類、提出期限等は下記のとおりです。

記

1. 昭和52年度の公募に際し、昭和51年度に比して変更された主な事項

- (1) 研究種目として新たに「環境科学特別研究」が新設された。
- (2) 特定研究の領域について、次のとおり変更された。

「科学教育(教育工学を含む。)」、「生体の制御情報システム」、「環境保全のための化学反応の制御」、「微生物による環境浄化」、「人間の生存にかかわる自然環境に関する基礎的研究」、「生物生産プロセスのシステム化」、「難病の発症機構に関する基礎的研究」、「心臓・血管系の基礎研究」の8領域は終了し、新たに「言語生活を充実発展させるための教育に関する基礎的研究」、「東アジア及び東南アジア地域における文化摩擦の研究」、「レーザー分光による筋起状態の科学」、「光導波エレクトロニクス」、「医用高分子材料に関する基礎的研究」、「細胞質因子の基礎的研究」、「難病の発症機構に関する基礎的研究」、「脳の統御機能」の8領域が加えられた。

(8) 文部省への研究計画調書の提出部数が、次のように変更された。

	旧	新
イ がん特別研究	2部→3部	
ロ 自然災害特別研究	2部→3部	
ハ 環境科学特別研究	3部	
ニ 特定研究	2部→3部	
ホ※総合研究(A)	3部→4部 (7部又は10部)	

へ※総合研究(B)	3部→4部 (7部又は10部)
ト 一般研究	3部→4部
チ 奨励研究(A)	3部→4部
リ※試験研究	3部→4部 (7部又は10部)

※ 印のついた研究種目に申請しようとする者で2つの細目(又は分科)で審査を希望する場合は7部、3つの細目(又は分科)で審査を希望する場合は10部を提出すること。

(4) 研究計画調書概要の提出を必要とする研究種目が次のように追加された。

- イ. 自然災害特別研究
- ロ. 環境科学特別研究

(5) 承諾書の取り扱いについて

承諾書については、従来、研究代表者と異なる研究機関に属する研究分担者ごとに1部を取りまとめた上、文部省へ提出することとされていたが、52年度から「研究(1)」にあつては研究代表者が、「研究(2)」にあつては研究機関の代表者が保管することとされた。

(6) 「一般研究(D)」・「奨励研究(A)」研究計画調書、同一覧及び整理カードの様式の変更について

従来、一般研究(D)と奨励研究(A)の研究計画調書、同一覧及び整理カードについては、同一の様式を使用してきたが、52年度から別の様式を使用することとされた。

(7) 「昭和52年度科学研究費系・部・分科・細目表」の複合領域に分科として「科学教育(含教育工学)」が新設された。

2. 研究計画調書一覧等の作成・提出に当たつての留意事項

(1) 科学研究費補助金の申請に当たつては、次の書類を期限までに提出すること。

☆ 個人申請票

☆ 研究計画調書、研究計画調書概要及び整理カード

☆ 特定研究及び一般研究(A)において申請研究経費中に1品又は1組若しくは一式の価格が1,000万円以上の設備備品がある場合の「設備備品調書」

(2) 旅費、謝金その他の必要研究経費の積算に当たって不明の点がある場合は会計事務担当者に問い合わせること。

(3) 個人申請票は、配分事務処理上の原簿として用いられるものであり、研究計画の記載内容と異なることのないよう留意すること。なお、個人申請票に記入のミスがある場合及び記入もれの事項のある場合には、審査の対象外となることもあるので「昭和52年度科学研究費補助金研究計画調書、個人申請票計画調書一覧等作成・提出要領」に従い、遺ろうのないよう留意すること。

(4) 同一研究者が一般研究(昭和51年度科学研究費の交付内定通知の際、昭和52年度にも引続いて交付が予定される旨の通知が行われた研究課題も含む。)及び奨励研究(A)を通じて複数の研究課題の研究代表者となることはできないこと。

(5) 必要書類の作成に当たっては、必ず所定の用紙を用いて記入すること。ただし、研究計画調書については、謄写印刷あるいは乾式複写器(ゼロックス等)により明瞭に複写したものであれば、必ずしも直筆であることを要しない。この場合、所定の用紙と同一の規格になるものとし、このためには例えば、研究計画調書の上部に研究種目の区分を示す色を塗ること、2枚以上の用紙により1部となっている研究計画調書にあっては上部をのり付けすること、所定の個所に穴をあけること、用紙の裏・表共に

記入事項がある場合は1枚の用紙の裏・表に複写すること等の措置が必要である。

(6) 必要書類の提出が期限に遅れると研究計画調書一覧等のとりまとめに支障をきたし、他の応募者に迷惑をかけることがあるので留意すること。

3. 提出期限・必要書類等一覧

(1) 科学研究費

1) 提出期限 11月17日(水)

〔庶務部庶務課へ〕

2) 必要書類別提出部数

必要書類 種 目	研究計画調書	研究計画調書概要	個人申請票	整理カード
がん特別研究	4	2	1	1
自然災害特別研究	4	2	1	1
環境科学特別研究	4	2	1	1
特 定 研 究	4	(該当の欄は2のみ)	1	1
総合研究(A)	※5		1	1
総合研究(B)	※5		1	1
一 般 研 究	※5		1	1
奨励研究(A)	5		1	1
試験研究	※5		1	1

(注)

(1) 総合研究(A)・(B)及び試験研究について、研究費を申請しようとする者で2つないし3つの細目(又は分科)で審査を希望する場合は、※印のついた研究計画調書はそれぞれ次の部数を提出すること。

① 2つの細目(又は分科)で

審査を希望する場合……8部

② 3つの細目(又は分科)で

審査を希望する場合……11部

(2) 総合研究(A)、一般研究(A)・(B)及び試験研究について研究費を申請しようとする者のうち、「広領域」で審査を希望する場合は※印のついた研究計画調書は8部提出すること。

(3) それぞれの書類の提出部数の内1部は(写)でもよい。ただし提出部数が1部のものは本紙を提出すること。

(4) 承諾書については、「研究(1)」にあっては研究代表者と異なる研究機関に属する研究分担者ごとに1

部を取りまとめた上、研究代表者が保管するものとし、「研究(2)」にあっては、研究代表者と異なる研

究機関に属する研究分担者ごとに1部を研究計画調書に添付して提出すること。

(2) 研究成果刊行費

申請者から直接文部省学術国際局情報図書館課へ提出すること。

	種 類	提 出 期 間	必 要 書 類	提出部数
研究成果	学術定期刊行物	12月1日(水) ～12月6日(月) (毎日午前9時30分から午後5時まで、但し、日曜日は除き、土曜日は正午まで。)	学術定期刊行物刊行計画調書 出版経費見積書 整理カード 最新刊の学術定期刊行物 会 則 ・ 規 約 等 返信用封筒(学会等の住所を明記したもの) 角2号 " (") 定 形	3 1 1 1 1 1 1
	特定学術図書	12月1日(水) ～12月6日(月) (毎日午前9時30分から午後5時まで、但し、日曜日は除き、土曜日は正午まで。)	特定学術図書翻訳・刊行計画調書 翻訳経費見積書 校閲経費見積書 仮出版経費見積書 整理カード 翻訳しようとする刊行物又は原稿 返信用封筒(住所、氏名を明記したもの) 角2号 " (") 定 形	3 1 1 1 1 3 1 1
	学術図書			(原稿の写)
	一般学術図書		一般学術図書刊行計画調書 出版経費見積書 整理カード 返信用封筒(住所、氏名を明記したもの) 角2号 " (") 定 形	別注のとおり 1 1 1 1
刊行費	二次刊行物	12月1日(水) ～12月6日(月) (毎日午前9時30分から午後5時まで、但し、日曜日は除き、土曜日は正午まで。)	二次刊行物刊行計画調書 出版経費見積書 整理カード 返信用封筒(住所、氏名を明記したもの) 角2号 " (") 定 形 定期的二次刊行物 最新刊の二次刊行物 会 則 ・ 規 約 等	3 1 1 1 1 1 1 1

(注) 一般学術図書刊行計画調書の提出部数 審査希望部門: 2部門以上にわたるもの…6部、
人文科学部門…6部、社会科学部門…4部、その他の部門…3部

◇第7回神戸大学公開講座の開講について



第7回神戸大学公開講座の開講式が9月18日(土)午後1時30分から本学農学部大教室(C:101教室)に於いて満員の聴講者を集めて行われました。

まず、則武公開講座委員長の開講のあいさつの後、井上庄七講師の講義が始まりました。

なお、本講座は当日の2講座を含めて、11月20日まで毎週土曜日計18講義が開講されることになっています。

——以上庶務課——

≡≡≡ 研 修 等 ≡≡≡

◇第35回看護婦学校看護教員講習会

期 間：昭和51年6月7日～昭和51年9月22日
会 場：東京大学
主 催：文部省
参加者：看護婦 長谷川ちづ

◇昭和51年度大学図書館職員長期研修

期 間：昭和51年8月9日～昭和51年9月3日
会 場：図書館短期大学
主 催：文部省及び図書館短期大学
参加者：文部事務官 森 貞子

◇第2回近畿地区課長補佐研修

期 間：昭和51年9月1日～9月14日
会 場：大阪合同庁舎
主 催：人事院近畿事務局
参加者：人事課長補佐 杉原 茂
建築課長補佐 岩本 清

≡≡≡ 諸 報 ≡≡≡

◇神戸大学永年勤続者表彰について



昭和51年9月30日付で退職された下記職員に対して、神戸大学永年勤続者表彰式が10月1日学長室において挙行されました。

記

前所属官職	氏 名
附属図書館 工学部分館	事務官 石 浦 光 子

略歴 昭和20年7月 神戸工業専門学校（現工学部の前身）土木科研究室

昭和39年4月 附属図書館工学部分館

昭和51年9月 退職

◇昭和51年度レクリエーション共同行事神戸地区

「囲碁大会」実施結果

日 時 9月21日（火）午前9時～午後6時
場 所 神戸生糸検査所

上記大会の本学関係入学者は次のとおりでした。

B組 第2位 人事課 宮 田 政 拓

◇昭和51年度レクリエーション学内体育大会実施結果

日 時 10月2日（土）午後1時30分～午後5時
場 所 教養部グラウンド、テニスコート、体育館

参加人数 選手240名
応援者約80名

順位

- | | | |
|---------|-----|----------------------|
| ○ソフトボール | 第1位 | Aブロック
（事務局、学生部） |
| | 第2位 | Cブロック
（教育、養） |
| | 第3位 | Bブロック
（文、理、農、工） |
| ○バレーボール | 第1位 | Aブロック |
| | 第2位 | Eブロック
（医、病） |
| | 第3位 | Cブロック |
| ○卓 球 | 第1位 | Dブロック
（法、済、営、図、研） |
| | 第2位 | Eブロック |
| | 第3位 | Bブロック |
| ○バドミントン | 第1位 | Aブロック |
| | 第2位 | Cブロック |
| | 第3位 | Bブロック |
| ○庭 球 | 第1位 | Aブロック |
| | 第2位 | Dブロック |
| | 第3位 | Eブロック |
| ○投 輪 | 第1位 | Bブロック |
| | 第2位 | Dブロック |
| | 第3位 | Aブロック |

——以上人事課——

◇英国国立図書館貸出部長代理の来訪について



9月30日（木）英国国立図書館貸出部長代理
（Executive Director）K. Barr博士が本学を訪問さ

れ、学長室に於いて、学長及び図書館長等との懇談会が開かれました。同氏の来学目的は、英国国立図書館と我が国大学図書館との間の相互貸借協力並びに英国国立・大学図書館協議会（SCONUL）と我が国の国立大学図書館協議会との協力の可能性について大学図書館関係者と懇談するためであります。

なお、懇談会終了後、医学部分館、六甲台分館及び経営分析文献センターの見学をされました。

——附属図書館——

◇シエルピ・カンリ登頂を終って

神戸大学カラコルム遠征隊々長

平 井 一 正



◀6,500m付近よりシエルピ・カンリの頂上をのぞむ▶

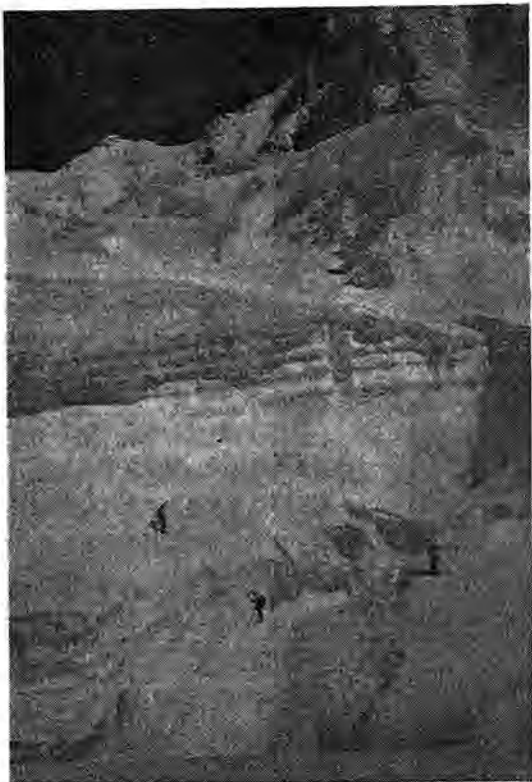
この度、私たち神戸大学カラコルム遠征隊がカラコルムの残された処女峰シエルピ・カンリ（7,380m）に登頂できたことは、ひとえに須田学長はじめ、多くの大学関係者の御協力の賜と深く感謝にたえない次第でございます。

シエルピ・カンリという山は、長い間世界の山岳界に知られていませんでした。それは、この山があまりにも急峻であり、また深く長い氷河にさ

えぎられて、そこにいかに登るかのルートを探ることができなかったためです。神戸大学が1974年に派遣した偵察隊が、世界ではじめてこの山にアプローチした登山隊でありました。この山を選んだのもこの“世界ではじめて”という処女性にひかれたためといえましょう。去る1975年にはイギリス隊がこの山に挑戦しましたが、6,000m付近までしか行けませんでした。そして、今回のわれ

われの隊となったわけです。

偵察隊によってある程度のルートの見当はつけていましたが、対象とした西尾根の可能性については、いざ登り始めるまでは本当はわからなかったといえましょう。事実、西尾根の氷壁を4日費やしてルートをつけ、さらにナイフリッジをたどって最終キャンプを6,800mに設けた時でさえも、



氷河のクレパス（われ目）の通過（5,500m付近）
背景のスカイラインがルートとして使った西尾根

険しい岩稜にさえぎられて、頂上へのルートがすべて見通せたわけではありませんでした。ある程度の確信はあっても何がそこに起こるかわからないという、このような毎日毎日の息詰まるような緊張感が登頂の瞬間まで続いていたのです。それは処女峰だけがもつ特殊性といえましょう。それが初登頂の難しい所です。初登頂のあとその山へは全く容易に登っていることからわかるように、人間にとってこの“未知”ということは大きい負担になってその行動を鈍らせます。強い精神力と十分な体力技術がなければこの“未知”とい

う障害をのりこえて行くことはできないと思います。それだけに、そのような未知の分野を開拓したという喜びは大きいのです。

登山というのは、他のスポーツとちがいで記録の更新というのはありません。初登頂というのは永久に破られない記録になります。その意味で、コンダスの女王という名にふさわしいこの美しい山を神戸大学の山とすることができましたことは、本当に喜びに堪えません。しかもこの山は、その地形の解明、登路の発見から登頂までをすべて一貫して神戸大学の手で行ったということにさらに大きい意義を見いだします。私は、これは世界に、誇ってもいいすばらしいことではないかと考えています。

帰国いたしまして、学長はじめ、大学の教職員の方々、名誉教授の先生方から本当に心から喜んで頂きましたとき、私はこの度の成功は単に遠征隊のみならず、神戸大学全体のチームワークの成果であるということを実感いたしました。大学全体のバックアップが常に心の支えとなり、それが成功に導いてくれた原動力になったといえましょう。

最後に、いろいろとお世話になりました皆様に紙上をお借りして心からお礼を申し上げます。

（工学部 教授 システム解析）

—— 学生課 ——

◇住居表示の変更

神戸大学住吉寮・女子寮の住居表示が11月1日より下記のとおり変更になりますのでお知らせします。

記

住吉寮 神戸市東灘区住吉山手7丁目3番1号
女子寮 神戸市東灘区住吉山手7丁目3番2号

（旧表示
神戸市東灘区住吉町赤塚山1872-1番地）

◇他大学電話番号変更

11月1日から神戸商船大学の電話番号が下記のとおり変更になりますのでお知らせします。

記

新電話番号 078 (453) 2332 (代表)
（旧電話番号 078 (431) 1991）（代表）